

県立博物館の「見直し方針」

平成24年3月
教 育 庁

※山形県行政支出点検・行政改革推進委員会による「見直しの方向性」（平成23年2月）

県立博物館については、機能をより効果的に発揮する観点から、入館者を増加する努力は必要であり、外部の知識を利用するなど施設の運営改善に向けた取組みを検討すべきである。

1 現状

- ・ 博物館法第18条に基づき山形県立博物館条例を制定し、本館及び分館（教育資料館）を設置。
- ・ 山形県の歴史や自然、文化、教育に関する総合的な情報センター及び県民の生涯学習活動の場として、博物館資料の収集・整理・保管、調査・研究及び展示・各種講座の開催等の教育活動を実施。
- ・ 本館と分館を合わせて、年間約31,600人が利用（平成22年度実績）

2 課題

- ・ 展示の大半を占める常設展示は昭和55年の改装以降、更新していないため、劣化、陳腐化が見られ、魅力が乏しくなっているが、大規模な展示替えには多額の経費を要する。
- ・ 霞城公園整備の進展に伴い、将来、公園からの移転を含め山形市と調整を要する。

3 役割や機能の見直し方針

県立博物館の機能全般について専門性の維持向上を図りつつ、施設面やサービス面での充実に取り組み、収蔵資料(約30万点)を活かした魅力ある県立博物館づくりを推進する。

4 組織・運営形態等の見直しの内容

- ・ 県立博物館協議会（年2回開催）の委員に、他の博物館の運営手法等に精通している外部有識者を加え、その意見を取り入れることにより、博物館の魅力の向上を図る。
- ・ 企画展の企画運営や調査研究等を、山形大学など高等教育機関と連携して、進めることにより、博物館の魅力の向上を図る。
- ・ 博物館のホームページを県民の学びの場として拡充するとともに、展示・イベント等の情報を随時発信し、入館者の増加を図る。
- ・ これらの取り組み等により、今年度の入館者数は、昨年度の同時期と比較し、約50%増加している。
- ・ 上記の取り組みを今後も継続するとともに、他県の状況等も参考にしながら、引き続き運営形態等について改善を図っていく。

5 見直しの実施時期

平成23年度から実施中